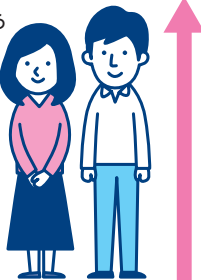


『扶養範囲を超えて働く』ということ

※世帯主を夫、配偶者を妻として表記

扶養の範囲内で働きたいけどいくらまで働けるの？
扶養範囲を超えて働くとうなるの？と疑問に思った
ことはないでしょうか。すでにパートの
お仕事をしている人も、これから
パートで働きたいと思っている
人も、収入に応じて免除され
る税金、世帯主が受けられる
控除のことなど、扶養の正し
い知識を理解した上で、自分
の場合のメリット・デメリット
を検討し、賢い仕事探しにつ
なげましょう。



妻の年収	妻が負担する税金・社会保険料			夫が受けられる控除	
	住民税	所得税	年金 健康保険 介護保険	配偶者控除	配偶者 特別控除
201万円超	○	○	○	△	△
150万円超	○	○	○	△	△
130万円超	○	○	○	△	△
103万円超	○	○	○	△	△
100万円超(*)	○	○	○	△	△

○=対象外

➡ 年収が100万円(*)を超えると…住民税の負担が生じます

注)各自治体によって異なり、年収100万円未満でも住民税の課税が発生する場合があります。
各市町村毎に非課税基準額が決まっており、前年の合計所得金額がそれ以上になると、住民税の納付が必要です。

➡ 年収が103万円を超えると…所得税の負担が生じます

➡ 年収が130万円を超えると…社会保険(年金・健康保険・介護保険)の加入対象となります

※2022年10月より従業員101人以上の企業に勤めている場合は**106万円**を超えると対象になります。
※2024年10月からは従業員51人以上に引き下げられる方向で調整が進められています。

➡ 年収が103万円以下の場合…配偶者控除の対象となり、夫は収入に応じて最大38万円の控除を受けられます。

➡ 年収が103万円を超えて201万円までは…配偶者特別控除の対象となり、夫の税負担が軽減されます。

注)妻の年収が150万円までは配偶者控除同様最大38万円が控除されますが、150万円を超えると控除額は段階的に減額されます。
また、妻の年収が201万円を超えた場合と、夫の年収が1,220万円を超えた場合は対象外です。

- **メリット** ☞ **社会保険・雇用保険の加入で、将来不安が軽減!**
- **デメリット** ☞ **保険料が引かれるので手取額が少し減る。**

妻が一定の収入を得るようになると、住民税・所得税の負担が生じたり、社会保険・雇用保険に加入することになります(1週間の労働時間が20時間以上になると雇用保険の加入が(※1)、また1週間の労働時間が30時間以上になると、社会保険(健康保険、厚生年金保険)の加入が必要(※2))。給与から保険料が差し引かれることになるので、手取りの収入はその分減ることになります。これは一見デメリットのように思えますが、長い目でみると大きなメリットがあることも知っておきましょう。雇用保険の被保険者になって一定の条件を満たすと、失業したとき失業給付などを受給することができますし、健康保険の被保険者には傷病手当金・出産手当金の制度があります。また満65歳になると老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給され、加えて被保険者であるときに一定の障害状態になってしまった時は、障害年金(厚生年金または厚生年金と障害年金)が支給されます。働き方を考える際にはこうした将来に備えたメリットも十分ふまえることが大切です。

(※1)従業員5人未満の農林水産業の場合は除かれることがあります。
(※2)2022年10月より従業員が101人以上の企業では1週間の労働時間が20時間以上



2022年10月より社会保険の適用が拡大! 加入により手厚い保障を受けることができます。

■従業員数101人~500人の勤め先が対象です(2024年10月からは51人以上勤め先が対象になります)

- 社会保険の対象者は右記の要件を全て満たしているパートやアルバイトの方です。
 - (1)週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
 - (2)月額賃金が8.8万円以上
 - (3)2ヵ月を超える雇用の見込みがある
 - (4)学生ではない

(従業員501人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方はすでに2016年10月から社会保険の加入対象となっています)

■より詳しい情報は…社会保険適用拡大特設サイト:<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukukudai/>

